

平成28年第3回本巢市議会定例会議事日程（第1号）

平成28年9月5日（月曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第11号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第5 議案第54号 本巢市定住促進宅地の貸付及び譲渡に関する条例について
- 日程第6 議案第55号 市道路線の廃止について
- 日程第7 議案第56号 物品売買契約の締結について（情報セキュリティ強化対策機器）
- 日程第8 議案第57号 平成28年度本巢市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第9 議案第58号 平成28年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第59号 平成28年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 認定第1号 平成27年度本巢市一般会計歳入歳出決算について
- 日程第12 認定第2号 平成27年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第13 認定第3号 平成27年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第14 認定第4号 平成27年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算について
- 日程第15 認定第5号 平成27年度本巢市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第16 認定第6号 平成27年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算について
- 日程第17 認定第7号 平成27年度本巢市水道事業会計決算について
- 日程第18 請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願について
- 日程第19 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（17名）

1番	堀部好秀	3番	鏝本規之
4番	黒田芳弘	5番	船渡洋子
6番	臼井悦子	7番	高田文一
8番	高橋勝美	9番	安藤重夫
10番	道下和茂	11番	中村重光
12番	村瀬明義	13番	若原敏郎
14番	瀬川治男	15番	後藤壽太郎
16番	上谷政明	17番	大西徳三郎

18番 鵜飼 静雄

欠席議員（1名）

2番 江崎 達己

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原 勉	副市長	石川 博紀
教育長	川治 秀輝	総務部長	岡崎 誠
企画部長	大野 一彦	市民環境部長	森 寛
健康福祉部長	村瀬 正敏	産業建設部長	青木 幹根
林政部長兼 根尾総合支所長	蜂矢 嘉徳	上下水道部長	三浦 剛
教育委員会 事務局長	溝口 信司	会計管理者兼 会計課長	小野島 広人
代表監査委員	三田村 晃司		

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	坪内 重正	議会書記	杉山 昭彦
議会書記	大久保 守康		

開会の宣告

○議長（大西徳三郎君）

ただいまから平成28年第3回本巣市議会定例会を開会いたします。
議席番号2番 江崎達己君より欠席届が提出されておりますので、報告をいたします。
ただいまの出席議員数は17人であり、定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大西徳三郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号15番 後藤壽太郎君と16番 上谷政明君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（大西徳三郎君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月29日までの25日間とし、9月6日、8日から14日、17日から28日までを休会にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から9月29日までの25日間とし、9月6日、8日から14日、17日から28日までを休会することに決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（大西徳三郎君）

日程第3、諸般の報告を行います。
最初に、私より報告いたします。
7月7日に羽島市のアンディアーモパルテンツァホテルにおいて開催されました第276回岐阜県市議会議長会に副議長と出席しましたので、報告いたします。
初めに、会長市であります岐阜市議会より会務報告があり、その後議案の審議を行いました。
多治見市より子ども医療費助成事業（県単）の対象年齢の拡大について、美濃市よりマイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保と自治体の負担軽減について、下呂市より無電柱化の推進に関する法整備についての要望議案が提出され、提案説明の後審議を行い、原案のとおり可決されました。

続いて、平成27年度岐阜県市議会議長会会計及び慶弔基金会計の歳入歳出決算認定について、提案説明の後審議を行い、原案のとおり承認されました。

なお、次期開催市については美濃市に決定されました。

その他、7月から8月にかけて、東海環状自動車道西回りルート建設促進大会及び同建設促進協議会、国道、県道等に関連した各種建設促進協議会や整備促進期成同盟会等の総会が開催され、出席いたしました。

議事内容については、主に平成27年度の事業報告、決算認定及び平成28年度の事業計画、予算等についてであり、道路の早期整備に係る要望等の決議も採択が行われました。

なお、会議等の資料につきましては、議会事務局に保管してありますので、必要な方はごらんになっていただきたいと思います。以上です。

次に、議会だより編集特別委員会の報告を副委員長をお願いいたします。

議会だより編集特別委員会副委員長 堀部好秀君。

○議会だより編集特別委員会副委員長（堀部好秀君）

おはようございます。

議会だより編集特別委員会から報告します。

議会だより第51号につきましては、8月1日付で発行し、既に市内の各家庭に配付されているところであります。

掲載内容につきましては、6月に開かれました第2回定例会の内容が主なものとなっております。表紙には、根尾小学校のプール清掃及び救命訓練の風景の写真を掲載しました。2ページからは、定例会で議決された補正予算の内容と主な議案について、一般質問審議結果及び各議員の表決、議員活動日誌、委員会報告、政務活動費の用途の公表の順に掲載し、最終ページには西美濃サイクルツーリズムの特集記事を掲載しました。

今回は、平成28年6月23日、30日、7月4日、11日、15日、8月22日の計6回委員会を開催いたしました。

次回の議会だよりについては、今定例会の内容を主なものとして、11月1日発行予定です。

以上、議会だより編集特別委員会からの報告を終わります。

○議長（大西徳三郎君）

次に、議員定数等検討特別委員会の報告を委員長をお願いいたします。

議員定数等検討特別委員会委員長 村瀬明義君。

○議員定数等検討特別委員会委員長（村瀬明義君）

議員定数等検討特別委員会の報告を申し上げます。

平成28年第1回の議員定数等検討特別委員会を8月29日に開催し、議会から付託を受けた本巣市議会委員会条例に係る常任委員会の委員の定数等について、調査研究及び検討を行いました。

委員会では、議会事務局から本巣市議会委員会条例及び国が示す標準委員会条例について、地方自治法の改正とあわせて説明を受け、常任委員会の委員定数の改正において検討を要する内容につ

いて説明を受けた後、県内の市議会及び近隣県の類似規模団体の議会常任委員会の状況についてもデータの提供と説明を受けました。

その後、協議検討を行いました。委員からは、昨年の議員定数改正時の状況についてや、議員定数が改正され、今後16人以下となることも念頭に置く必要はないか、また、安易に委員会定数を6人・5人・5人とし、少数委員会とすることは、実質審議を行う場として信頼性に欠けはしないか等々の意見が出され、次回委員会までに各委員がそれぞれの意見を持ち寄り検討することになりました。

なお、議員定数等検討特別委員会の検討状況につきましては、後ほどの全員協議会で改めて報告をさせていただきます。

以上、特別委員会の報告といたします。

○議長（大西徳三郎君）

次に、市長から行政報告をお願いいたします。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、行政報告を申し上げます。

まず初めに、東海環状自動車道西回りルートの本巣市内における整備状況等につきまして御報告を申し上げます。

東海環状自動車道は、早期の全線開通に向け整備は着々と進んでおりまして、本巣市内の現在の用地取得状況につきましては、平成28年8月末時点で、市内の全地権者406名のうち365名の皆様との補償を含めた契約が完了したとお聞きしております。契約率は、地権者数では89.9%、取得面積では94.9%となっております。

今後も（仮称）糸貫インターチェンジまでの開通見通しを早期に発表していただけるよう、引き続き国・県に対し要望を行ってまいりますとともに、市としても協力体制を整え、整備推進に万全を期してまいりたいと考えております。

また、東海環状自動車道の糸貫インターチェンジへのアクセス道路であります都市計画道路長良糸貫線につきましては、現在、岐阜県におきまして、国道157号交差点から東へ約200メートル及び西へ約300メートルの区間を平成25年度から用地買収を実施し、平成26年度から一部工事を実施していただいております。

また、県と連携し、早期に全線開通を図るため、本巣市におきましても、岐阜市境から西へ約700メートルの区間では、平成27年度に詳細設計・用地測量を実施し、平成28年度に用地買収の予定で、また市道西武連絡道路線から西へ約570メートルの区間につきましては、平成28年度に詳細設計・用地測量を実施する予定でございます。また、国道157号より西側での残区間の一部につきましては、今回の補正予算に基本設計の委託料を計上させていただいているところでございます。

また、設置が予定されております（仮称）本巣パーキングエリアを最大限に活用するため、本巣パーキングエリア周辺に、災害時にも対応できる防災機能を兼ね備えた公園の整備を行ってまいり

たいと考えており、今議会に基礎調査に要する予算を計上させていただいているところでございます。

次に、企業誘致につきまして御報告申し上げます。

企業誘致につきましては、従来より屋井工業団地への企業誘致を行ってまいりましたが、最後の区画となっております第1区画に、精密自動車部品の製造を行っております株式会社Hozumi加藤精密から3月15日に申し込みがあり、7月22日、企業立地協定の締結と、本巣市土地開発公社との間で土地売買契約を締結し、8月22日には代金につきましても全て完納され、31日に土地引き渡しを終えたところでございます。これで屋井工業団地は全て売却し、完売となりました。岐阜県を初め、関係者の皆様に感謝を申し上げます。

このように、屋井工場団地が完売となりましたことから、現在、市内におきましては企業誘致ができる一定規模の工場がない状況となっております。このため、企業誘致に向けた新たな土地を確保するため、早急に企業誘致に適する用地を検討することとし、糸貫インターチェンジ付近や既存の工業団地周辺などでの適地調査を実施してまいりたいと考えており、今議会に所要の予算を計上させていただいているところでございます。

次に、移住・定住対策につきまして御報告申し上げます。

移住・定住対策につきましては、市域の北部への移住を促進させるための施策として、平成24年度から創設しました移住定住補助金に住宅取得や家賃に対する助成に加え子ども加算を実施するなど、人口減少の著しい北部地域への移住に向けた取り組みを実施してまいりました。また、平成27年度からは地方創生先行型交付金を受け、市域の南部への移住も促進するために、新たに移住定住促進補助金を創設し、住宅取得に対する助成に加え子ども加算を実施しております。こうした取り組みの結果、南部地域では一定の成果が上がっておりますが、北部地域につきましては移住や定住が進んでいないのが現状となっております。

このため、北部地域への移住定住をさらに推進する取り組みとしまして、水鳥団地の未分譲となっております11区画について、一定の条件のもと、移住定住者に対し土地を無償で貸し付け及び譲渡することで北部地域への定住を図ってまいりたいと考えており、今議会に関係する条例案等を提案させていただいているところでございます。

次に、消防の広域化につきまして御報告申し上げます。

消防の広域化につきましては、本年度より、山県市が岐阜市への常備消防委託に向けて、既に岐阜市へ委託している瑞穂市とともに、岐阜・瑞穂・山県市消防広域化推進協議会を設置し、消防広域化に向けた具体的協議が進められております。

本市におきましても、岐阜市への消防委託を前提に、引き続き協議会の協議内容等の情報収集をするとともに、事務レベルでの事前協議を進めているところでございます。

今後、本巣消防事務組合の構成市町である北方町とともに、要望事項の検討や課題事項の整理等を行った後、具体的な協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、職員の採用試験の状況につきまして御報告申し上げます。

職員の採用につきましては、例年、5月から6月ごろに申し込みを受け付けし、7月に一次試験、10月に二次試験を行い、翌年度から採用する方式で行ってまいりました。しかし、昨年度の後半から今年度の前半にかけて中途での退職者が数名あったことなどから、例年行っております通常の募集に加え、早期に職員の補充を行うため、民間企業等職務経験者を対象に10月1日の中途採用を行うこととし、追加の募集を7月に行い、38名の応募があり、8月に一次試験及び二次試験を行い、3名に内定を行ったところであります。

また、通常の募集につきましては、5月上旬から6月上旬にかけて一般行政職、保育士、保健師の募集を行い、50名の応募があり、7月下旬に一次試験、8月下旬に二次試験を行い、9月中旬には内定を行ってまいりたいと考えております。

次に、樽見鉄道の経営状況につきまして御報告申し上げます。

樽見鉄道への支援につきましては、ことし3月23日に開催されました樽見鉄道連絡協議会臨時総会におきまして、今年度の沿線市町による支援額を、固定資産税相当分の補助を除きまして、5市町合わせて9,500万円とすることが決定されているところでございます。

このような状況の中、6月30日に平成28年度の樽見鉄道株式会社の株主総会が開催され、平成27年度における樽見鉄道株式会社の経営状況の報告がございました。

報告によりますと、営業収益では、淡墨桜輸送は天候不順により、前年より減収となったものの、モレラ岐阜駅利用者の増加、地方創生交付金ふるさと割を活用しました温泉クーポンや薬草列車等の増加により、前年度比6.6%増の1億6,238万7,586円となり、営業外収益を含めた収益の合計は1億7,618万6,063円となっております。また、人件費や修繕費などの経費では、社員の減や軽油の値下げなどにより、前年度比約1.3%減の2億3,922万7,329円で、収益から経費を差し引いた経常損益は、前年度比16.4%減のマイナス6,304万1,266円の赤字となっております。

この赤字を補填するための沿線5市町による補助金及び車両更新に伴う国や県の補助金などの特別利益1億8,994万3,177円と、老朽化した車両1両の更新に係る特別損失1億4,919万9,999円を差し引きしますと、差引当期損益は、前年度より3,056万9,513円増のマイナス2,276万1,496円となり、5年続きました黒字から赤字となっております。

このように、樽見鉄道の経営状況は、沿線市町や国・県からの多額の補助金に大きく依存し、こうした補助金で収支を合わせている経営状況であり、依然として厳しい状況でございます。

今後も少子・高齢化が進展することから、収入の伸び悩みなど、経営環境は一層厳しくなると予想され、増収増益を図る取り組みの強化や経費削減についても、引き続き取り組むなどの経営努力が必要であると考えているところでございます。

次に、平成28年第2回西濃環境整備組合議会定例会が8月9日に開催されましたので、その概要につきまして御報告申し上げます。

提出されました案件は、西濃環境整備組合議会議長選挙について、西濃環境整備組合議会副議長選挙について、西濃環境整備組合行政不服審査会条例の制定について、西濃環境整備組合屋内温水プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について、平成28年度西濃環境整備組合一般会計補

正予算（第1号）について、平成27年度西濃環境整備組合一般会計歳入歳出決算の認定についての6件でございます。

まず、西濃環境整備組合議会議長選挙につきましては、選挙の結果、議長には大垣市議会議長の川上孝浩氏が選任されました。

次に、西濃環境整備組合議会副議長選挙につきましては、選挙の結果、副議長には大垣市議会副議長の日比野芳幸氏が選任されました。

次に、西濃環境整備組合行政不服審査会条例の制定につきましては、行政不服審査法の改正により、行政庁の処分不服がある者から審査請求された場合、行政庁は審査に当たり、第三者機関へ諮問して、公平な審理をする内容の行政不服審査会条例を制定するとともに、審査会委員の報酬の額を定めるため、附則において組合議会議員等報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正するもので、原案のとおり可決されました。

次に、西濃環境整備組合屋内温水プールの設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、西濃環境整備組合屋内温水プールの使用料を見直しするものでございますが、継続審査となりました。

次に、平成28年度西濃環境整備組合一般会計補正予算（第1号）につきましては、ごみ処理施設建設に伴う国庫補助金が採択となったことに伴いまして、繰入金及び組合債の財源を調整するもの、また屋内温水プールの改修工事の入札差金及びガラス飛散防止工事の計上などによるマイナス134万3,000円の補正を行うものでございまして、この補正予算につきましては、原案のとおり承認されました。

最後に、平成27年度西濃環境整備組合一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入総額30億4,024万2,686円、歳出総額29億6,653万8,609円でございます。歳出の主なものは、施設建設費15億5,636万7,420円、塵芥処理費10億3,063万3,416円及びごみ焼却施設整備等に係る地方債の償還に伴う公債費2億7,487万3,175円でございます。歳入歳出差引残額は7,370万4,077円となり、このうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は7,270万4,000円でございます。また、監査委員から監査報告が行われた後、原案報告どおり認定されましたので御報告を申し上げます。

次に、平成28年第2回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会が8月26日に開催されましたので、その概要について御報告申し上げます。

初めに議長の選挙が行われ、選挙の結果、議長には岐阜市議会議長の杉山利夫氏が選任されました。

提出されました案件は、平成28年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、岐阜県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、平成27年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての4件でございます。

まず、平成28年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に

つきましては、平成27年度の療養給付費市町村負担金等の精算に伴う償還金、訪問口腔健診事業の減額等の45億3,809万1,000円の補正を行うものでございまして、この補正予算につきましては、原案のとおり承認されました。

次に、岐阜県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましては、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため制定するもので、原案のとおり承認されました。

次に、岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため制定するもので、原案のとおり承認されました。

次に、平成27年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、一般会計が、歳入総額2億5,027万2,483円、歳出総額2億2,453万9,470円、特別会計が、歳入総額2,420億5,081万9,902円、歳出総額2,334億853万7,920円でございます。平成26年度の決算額と比較しますと、歳出ベースで6.0%の増となっております。

また、監査委員からの監査報告が行われた後、原案報告どおり認定をされました。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第11号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第4、報告第11号 専決処分の承認を求めることについて（本巣市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

報告第11号 専決処分の承認を求めることについて（本巣市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例）についてでございます。

児童福祉手当法施行令の一部改正に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、これを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、市民環境部長から御説明を申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

報告第11号の補足説明を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 森寛君。

○市民環境部長（森 寛君）

それでは、報告第11号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例）につきまして補足説明させていただきます。

お手元の議案説明資料、本巢市議会定例会議案の概要の1ページをごらんください。

改正内容でございますが、児童扶養手当法施行令第2条の4の改正、項の繰り下げに伴いまして、関係条文の整備を行うもので、助成に係る変更点はございません。

この改正の施行期日につきましては、平成28年8月1日からでございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（大西徳三郎君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第11号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第11号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第11号を採決します。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、報告第11号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例）については、承認することに決定いたしました。

日程第5 議案第54号（上程・説明）

○議長（大西徳三郎君）

日程第5、議案第54号 本巢市定住促進宅地の貸付及び譲渡に関する条例についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第54号 本巢市定住促進宅地の貸付及び譲渡に関する条例についてでございます。

市が造成した根尾水鳥の定住用宅地について、無償での貸し付け及び譲渡を行い定住促進を図るため、この条例を定めるものでございます。

詳細につきましては、産業建設部長から御説明を申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

議案第54号の補足説明を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

それでは、議案第54号 本巢市定住促進宅地の貸付及び譲渡に関する条例の概要について御説明をさせていただきます。

議案の概要4ページをごらんいただきたいと思います。

制定の趣旨でございます。

良好な住環境の提供を通して定住人口の増大と活力ある地域振興を図るため、造成した根尾水鳥地内の分譲地については、平成10年度の分譲開始以来、23区画中12区画を有償において分譲しており、11区画が未分譲となっております。

この未分譲地を定住希望者に対し無償で貸し付け譲渡することにより、本巢市への移住定住を促し、地域活性化に寄与するために条例を定めるものでございます。

2番、制定の内容でございますが、市が造成した定住宅地の貸し付け及び譲渡に関し必要な事項を定めております。

(1)定住宅地の貸し付け及び譲渡の対象者は、定住を希望する方で、住所要件、年齢要件、18歳未満の同居親族等を有する50歳未満等、規則において一定のお申し込み資格のある方を対象としております。

(2)建物用途を住宅用に限っております。

(3)定住宅地の貸付料は、無償としております。

(4)定住宅地の貸付期間は、規則において6年間としており、借り受け人は3年以内に自己住宅を建築し、住民登録をして居住しなければなりません。

(5)定住宅地の譲渡価格を無償としております。

(6)所有権移転登記については、市が譲渡契約締結後速やかに行い、所有権登記に関する費用、公租公課等は、譲り受け人が負担することになっております。

3番としまして、適用関係としましては、条例の施行期日を平成28年12月1日と定めております。補足説明は以上でございます。

日程第6 議案第55号（上程・説明）

○議長（大西徳三郎君）

日程第6、議案第55号 市道路線の廃止についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第55号 市道路線の廃止についてでございます。

周辺地域における土地利用等の変化等に伴い、関係路線を廃止するため、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては産業建設部長より御説明を申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

議案第55号の補足説明を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

それでは、議案第55号 市道路線の廃止について補足説明をさせていただきます。

説明資料6ページから8ページをごらんいただきたいと思います。

廃止する路線は、三橋字糸貫川通1100番16地先を起点とする市道糸貫2134号線で、国道157号線からモレラ岐阜に向かって進入する市道のすぐ南の路線でございます。

昭和62年3月9日に路線認定が行われ、延長21.3メートル、幅員4メートルの市道でございます。

土地所有者でございます本巢郡北方町北方を初め、八ヶ村入会地が進めている入会地の解消に伴う事業において関連するものでございます。同入会地により平成28年7月8日付で市道廃止要望書が提出をされておるところでございます。

本路線については、周辺地域における土地利用の変化により、市道を廃止しても公益上支障がない路線と認められますので、市道路線の廃止をお願いするものでございます。

補足説明は以上でございます。

日程第7 議案第56号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第7、議案第56号 物品売買契約の締結について（情報セキュリティ強化対策機器）を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第56号 物品売買契約の締結についてでございます。

情報セキュリティ強化対策機器について、売買契約を締結するに当たり、本巢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるもので

ございます。

詳細につきましては、総務部長から御説明を申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

議案第56号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 岡崎誠君。

○総務部長（岡崎 誠君）

それでは、議案第56号の補足説明をさせていただきます。

情報セキュリティ強化対策機器の購入につきまして、中央電子光学株式会社と契約を締結するに当たりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

まず物品名でございます。情報セキュリティ強化対策機器。

機器の内容といたしましては、パソコン63台、サーバー10台、ソフトウェアライセンス、周辺機器等一式でございます。納入の場所といたしましては、本巢市役所本庁舎ほか5施設でございます。

契約の方法といたしましては、指名競争入札で行っております。

議案の概要の9ページのほうにも入札執行一覧表を提出させていただいておりますが、10者の参加のもと実施したものでございます。

契約期限、納期でございますが、平成29年3月31日でございます。

契約金額につきましては、消費税及び地方消費税を含みまして6,112万8,000円でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

ちょっとお伺いをいたします。

今回、10者が入札に参加されたということなんですけれども、その10者の中で5者が予定価格よりもオーバーをして、早い話が失格という形になっています。残りの5者で入札がされているということなんですけれども、簡単な言い方をすると、最初の予定価格そのものの算定において、少し甘いところがあったんじゃないかなというふうに思っておりますが、こういうものについて、どのように算定されていたのかお伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

総務部長 岡崎誠君。

○総務部長（岡崎 誠君）

予定価格の算定につきましては、数社から見積もりをとって、一番安いものを予定価格として算定しております。以上です。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第56号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第56号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第56号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第56号 物品売買契約の締結について（情報セキュリティ強化対策機器）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第8 議案第57号から日程第10 議案第59号まで（上程・説明）

○議長（大西徳三郎君）

日程第8、議案第57号 平成28年度本巣市一般会計補正予算（第2号）についてから日程第10、議案第59号 平成28年度本巣市水道事業会計補正予算（第1号）についてを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第57号 平成28年度本巣市一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,409万円を追加するものでございます。

歳入の主なものといたしましては、まず増額の内訳といたしましては、交付額の決定に伴う地方特例交付金及び普通交付税、個人番号カード交付事務補助金等の国庫補助金、ふるさととす応援寄附金などの寄附金及び前年度繰越金の増額など。また、減額の内訳といたしましては、発行予定額の変更に伴う臨時財政対策債及び財源調整によります基金繰入金の減額をするものでございます。

また、歳出の主なものといたしましては、ふるさととす応援寄附金事業、個人番号カード等関連事務委託事業、新規工業用地開発予備調査事業、長良糸貫線道路整備事業に伴う社会資本整備総合交付金事業、（仮称）本巣パーキングエリア周辺公園整備事業、指定寄附に伴う小・中学校図書

購入費用及び前年度国県補助負担金等に係る還付金等を増額するものでございます。

次に、議案第58号 平成28年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ384万円を追加するものでございます。

歳入は、前年度繰越金を増額し、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

また、歳出の主なものとしたしましては、修繕料及び償還元金を増額し、償還利子を減額するものでございます。

次に、議案第59号 平成28年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳出予算の総額に544万5,000円を追加するものでございます。

歳出は、東海環状自動車道糸貫インターチェンジ建設工事に伴う配水管布設がえに伴う工事設計委託料を増額するものでございます。

以上、詳細につきましては、議案第57号は副市長から、議案第58号から第59号までは上下水道部長から、それぞれ御説明を申し上げます。

以上、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

議案第57号の補足説明を副市長に求めます。

副市長 石川博紀君。

○副市長（石川博紀君）

それでは、議案第57号 平成28年度本巢市一般会計補正予算（第2号）につきまして補足説明をさせていただきます。

補正予算書のほかに、別冊議案の概要の9月補正予算（案）の概要もあわせて御参照いただければと思います。

それでは、補正予算書の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,409万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ169億8,656万7,000円とするものでございます。

続きまして、5ページをお開き願います。

地方債の補正をお願いするものでございます。

臨時財政対策債につきまして、発行可能額の決定に伴い2,302万2,000円を減額し、6億697万8,000円とするものでございます。

続きまして、8ページをごらんいただきたいと思います。

歳入の事項別明細書でございます。

主なものにつきまして御説明をさせていただきます。

まず、一番上の地方特例交付金117万1,000円につきましては、減収補填特例交付金の交付額決定に伴い増額するものでございます。

次にその下、地方交付税、補正額3億5,904万3,000円につきましては、普通交付税の交付額決定

に伴う増額でございます。

主な要因といたしましては、本年度の算定から平成27年度国勢調査人口を用いることに伴い、人口減少団体の交付税が急激に減少しないようにするための措置が拡充されたことなどによるものでございます。

次にその下、国庫補助金の1目総務費国庫補助金830万8,000円の増額につきましては、マイナンバー制度の個人番号カード交付事業費補助金の総務省内示に伴い、補正をお願いするものでございます。

また、2目民生費国庫補助金92万7,000円の増額につきましては、社会福祉法人の介護用見守りシステム機器の導入に対する補助金でございます。

この2事業につきましては10分の10の補助金でございまして、歳出でも同額を計上させていただいております。

次に、9ページでございますが、上段の寄附金、4目教育費寄附金200万円につきましては、安藤文庫への寄附金でございまして、真正地域の小・中学校の図書購入に充てさせていただくものでございます。

また、5目ふるさととす応援寄附金4,000万円の増額につきましては、ふるさと納税に関する大手インターネットサイトに加入し、直接申し込みが可能になったこと、また寄附された方への返礼品の種類をふやしたこと、さらには簡易に寄附金控除が受けられるようになったことなどにより寄附件数が大幅にふえていることから、年間6,000万円の寄附金を見込みまして、増額をお願いするものでございます。

次にその下、基金繰入金、4目財政調整基金繰入金につきましては、財政調整として歳入予定でございましたが、地方交付税や繰越金の増額により財源確保が可能なることから6億4,000万円を減額するものでございます。

またその下、繰越金につきましては、平成27年度からの繰越金の確定に伴い3億3,559万3,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、下段の市債については、地方債の補正のところで御説明を申し上げたとおりでございますが、臨時財政対策債について2,302万2,000円を減額するものでございます。

次に、10ページでございますが、ここからは歳出の事項別明細書でございます。主なものについて御説明をさせていただきます。

まず、上段の6目企画費2,034万4,000円の増額につきましては、主にふるさととす応援寄附金の返礼品2,000万円及びカード決済手数料等の関係経費をお願いするものでございます。

次に、中段の徴税费、1目税務総務費200万円の増額につきましては、主に法人市民税の還付金の増によるものでございます。

その下、戸籍住民基本台帳費830万8,000円の増額につきましては、マイナンバー制度の個人番号カードを発行するための事務委託経費として地方公共団体情報システム機構へ支出するものでございまして、歳入国庫補助金と同額を計上させていただいております。

次に、11ページでございますが、一番上の社会福祉費、4目老人福祉費92万7,000円の増額につきましては、歳入で御説明をいたしました介護用見守りシステム機器の導入に対する介護老人福祉施設への補助金でございます、社会福祉法人に補助するものでございます。歳入と同額を計上させていただきます。

次に、1段飛びまして、商工費、2目商工振興費97万2,000円の増額につきましては、新たな企業誘致に向けて、既存工業団地周辺を初めとする企業誘致に係る適地を検討するため、土地利用調査や道路整備計画などの予備調査に係る委託料をお願いするものでございます。

次にその下、道路橋りょう費の5目社会資本整備総合交付金事業費1,079万5,000円の増額につきましては、都市計画道路長良糸貫線について、糸貫インターから西側についても早期事業完了を目指し、道路基本設計に係る予算をお願いするものでございます。

次に、12ページでございますが、2段目の公園費726万7,000円の増額につきましては、東海環状自動車道の（仮称）本巣パーキングエリアに隣接して、防災機能を持った公園を整備するための概略設計に係る予算をお願いするものでございます。

次に、一番下の住宅費、1目住宅管理費51万5,000円の増額につきましては、水鳥団地の宅地無償譲渡等に伴い、看板の張りかえやPRのためのポスター・チラシを作成するものでございます。

次に13ページでございますが、教育費の小中学校費及び中学校費の2目教育振興費につきましては、安藤文庫への寄附により、学校図書を購入するものでございます。

次に、その下の諸費1,920万3,000円の増額につきましては、福祉医療費や生活保護費国庫負担金など、昨年度の国・県補助金及び負担金等の確定により、還付金の増額をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

議案第58号及び議案第59号の補足説明を上下水道部長に求めます。

上下水道部長 三浦剛君。

○上下水道部長（三浦 剛君）

それでは、議案第58号 平成28年度本巣市公共下水道特別会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

補正予算書の1ページをお開き願いたいと思います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ384万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,384万円とするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書にて御説明させていただきます。

歳入から御説明をさせていただきます。

6ページをお開き願います。

4款1項1目一般会計繰入金につきましては、補正額100万円の減額であります。これは、次の5款1項1目繰越金が補正額484万円で、平成27年度決算額が当初予算より増額となったことによ

るものでございますが、このことに伴いまして、4款一般会計繰入金を減額とするものでございます。

続きまして、歳出につきまして御説明させていただきます。

7ページをお開き願います。

1款1項2目根尾地区下水道事業費、補正額361万8,000円につきましては、浄化センターにおいて緊急修繕を実施したことに伴い、修繕料に不足が生じたため増額補正をお願いするものであります。

2款1項公債費につきましては、利率見直し方式で借り入れた市債の利率見直しに伴い、1目元金で補正額11万8,000円の増額、2目利子で補正額15万3,000円の減額でございます。

続きまして、議案第59号 平成28年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

第2条、資本的収入及び支出でございます。

収入は変更ございませんが、支出につきまして、第1款第1項建設改良費を544万5,000円の増額補正とするものでございます。このことにつきましては、後ほど御説明を申し上げます。

続きまして、第3条、特例的収入及び支出でございます。

平成28年度水道事業会計の当初予算第4条の2で、簡易水道特別会計の未収金と未払い金を上水道会計に引き継ぎをいたしました。当初予算につきましては3月末の決算見込み額でありましたので、これを決算金額とするものでございまして、未収金と未払い金をそれぞれ「855万8,000円」と「3,026万1,000円」に改めるものでございます。

続きまして、6ページをお開き願います。

平成28年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）の実施計画明細書にて御説明させていただきます。

資本的支出でございますが、1項2目配水設備改良費、1節委託料、補正額544万5,000円につきましては、東海環状自動車道糸貫インターチェンジ建設工事による配水管布設がえに伴います工事設計委託料の増額補正をお願いするものでございます。

なお、財源につきましては内部留保資金を充てるものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

暫時休憩をいたします。この時計で10時40分まで。10時40分に再開をいたします。

午前10時19分 休憩

午前10時39分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは会議を再開いたします。

日程第11 認定第1号から日程第17 認定第7号まで（上程・説明・監査委員報告）

○議長（大西徳三郎君）

日程第11、認定第1号 平成27年度本巢市一般会計歳入歳出決算についてから日程第17、認定第7号 平成27年度本巢市水道事業会計決算についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、平成27年度本巢市の各会計決算の認定につきまして御説明を申し上げます。

まず、認定第1号 平成27年度本巢市一般会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額は160億1,489万6,444円、歳出総額は149億8,538万6,639円、歳入歳出差引残額は10億2,950万9,805円でございます。

次に、認定第2号 平成27年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてでございます。

事業勘定の歳入総額は、45億5,614万2,729円、歳出総額は43億5,868万6,623円、歳入歳出差引残額は1億9,745万6,106円でございます。

また、施設勘定の歳入総額は2億5,351万1,770円、歳出総額は2億4,259万6,143円、歳入歳出差引残額1,091万5,627円でございます。

次に、認定第3号 平成27年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額は3億4,020万4,381円、歳出総額は3億3,807万4,273円、歳入歳出差引残額は213万108円でございます。

次に、認定第4号 平成27年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額は3億3,242万5,888円、歳出総額は3億69万9,071円、歳入歳出差引残額は3,172万6,817円でございます。

次に、認定第5号 平成27年度本巢市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額は6億5,629万4,238円、歳出総額は6億4,756万3,553円、歳入歳出差引残額は873万685円でございます。

次に、認定第6号 平成27年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額は5億6,778万5,096円、歳出総額は5億6,068万5,661円、歳入歳出差引残額は709万9,435円でございます。

以上、一般会計及び特別会計決算の6案件につきましては、去る7月12日から8月3日までの間、監査委員によります決算審査を実施していただいておりますので、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付しまして、議会の認定をお願いするものでございます。

詳細につきましては、後ほど会計管理者及び各担当部長から御説明を申し上げます。

次に、認定第7号 平成27年度本巢市水道事業会計決算についてでございます。

収益的収入は6億379万4,822円、収益的支出は5億5,249万1,938円でございます。

また、資本的収入は3億2,891万8,444円、資本的支出は4億9,795万1,315円でございます。

水道事業会計決算につきましては、去る5月26日、監査委員によります決算審査を実施していただいておりますので、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

詳細につきましては、後ほど上下水道部長から御説明を申し上げます。

以上、よろしく御審議いただきまして、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

認定第1号の補足説明を会計管理者に求めます。

会計管理者 小野島広人君。

○会計管理者兼会計課長（小野島広人君）

それでは、認定第1号 平成27年度本巢市一般会計歳入歳出決算につきまして、補足説明をさせていただきます。

平成27年度一般会計歳入歳出決算書、事業報告書、不用額調書で説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

初めに、本巢市議会定例会議案の概要につづってあります平成27年度事業報告書をごらんください。

1枚めくってください。

この事業報告書は、平成27年度の本巢市の決算状況について、地方自治法第233条第5項の規定による主な施策の成果等を説明する書類として、一般会計歳入歳出決算事業報告書、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、簡易水道特別会計、農業集落排水事業特別会計、公共下水道特別会計の各特別会計の歳入歳出決算事業報告書と地域振興基金充当事業関係の事業内容と成果について取りまとめたものでございます。

また、参考資料としまして、不用額調書と歳入歳出決算書説明資料が添付してございます。

それでは、事業報告書の1ページをごらんください。

平成27年度事業の決算額の概要等でございます。

市政推進の基本としております「元気で笑顔があふれる本巢市づくり」を目指して、最少の経費で最大の効果を上げるよう事業を実施してきたものでございます。

一般会計における決算の総額は、歳入は160億1,489万6,000円、歳出は149億8,538万7,000円となりました。前年度と比較しますと、歳入は8億9,849万6,000円の減額で、増減率はマイナスの5.3%、歳出も9億9,187万5,000円の減額で、増減率はマイナスの6.2%、実質収支は8億8,616万3,000円で、単年度収支は5,375万1,000円の黒字となりました。

歳入につきましては、地方消費税交付金は2億5,162万6,000円の増額、県支出金は農地中間管理機構集積協力金交付事業の皆増などにより1億2,773万5,000円の増額となりました。一方、市税は

償却資産の減価や法人市民税の減などにより1億8,906万1,000円の減額、地方交付税は普通交付税の段階的縮減期間に入りまして、5,411万6,000円の減額、国庫支出金は、主に学校施設のエアコン設置・非構造部材耐震化の完了によりまして3億5,421万8,000円の減額、基金繰入金は財政調整基金の繰り入れ抑制などにより5億7,337万4,000円の減額となりました。

歳出につきましては、農林水産業費は、野生獣肉処理加工施設建設事業及び多面的機能支払交付金事業により1億2,627万6,000円の増額、商工費はプレミアム商品券発行事業により3,726万4,000円の増額となりました。一方、民生費は老人福祉施設整備費補助金交付事業の完了により1億2,279万円の減額、土木費は西部連絡道路整備事業の完了により4億6,966万6,000円の減額、教育費は学校施設のエアコン設置・非構造部材耐震化の完了により6億2,103万1,000円の減額となりました。

次に、2ページをお願いします。

主な歳入科目の決算状況でございます。

2ページの1款の市税から11ページの21款の市債までが、各部局における平成27年度一般会計の主な歳入科目決算の状況について掲載したものでございます。

また、12ページの議会費から88ページの予備費までが、各部局における平成27年度一般会計の主な歳出科目決算の状況となっております。

続きまして、本巣市議会定例会議案につづつてございます平成27年度一般会計歳入歳出決算書の1ページの歳入をお願いします。

1款市税、1項市民税から5項入湯税の予算現額は50億7,001万4,000円、調定額は54億6,810万7,115円、収入済額は51億6,772万2,039円で、不納欠損額は1,172万3,298円で、これは地方税法の規定によるものでございます。また、収入未済額は2億8,866万1,778円でございます。このうち2項の固定資産税の収入未済額の2億3,450万4,799円と5項の入湯税の508万1,500円は、事業不振による事業所の閉鎖に伴う未納額が主なものでございます。

次に、2款の地方譲与税、1項地方揮発油譲与税から3項地方道路譲与税までの予算現額1億9,800万円、調定額及び収入済額は2億1,393万3,003円の同額でございます。

次に、3款利子割交付金、1項利子割交付金の予算現額は900万円、調定額及び収入済額は893万4,000円の同額でございます。

次に、4款配当割交付金、1項配当割交付金の予算現額は2,400万円、調定額及び収入済額は2,580万6,000円の同額でございます。

次に、5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金の予算現額1,800万円、調定額及び収入済額は2,552万5,000円の同額でございます。

次に、6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金の予算現額5億3,400万円、調定額6億4,181万5,000円で、収入済額も同額でございます。

次に、1ページから2ページにわたりまして、7款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金の予算現額1,700万円、調定額及び収入済額は1,605万6,215円の同額でございます。

次に、8款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金の予算現額4,000万1,000円、調定額4,690万4,000円で、収入済額も同額でございます。

次に、9款地方特例交付金、1項地方特例交付金の予算現額1,964万3,000円、調定額及び収入済額も同額でございます。

次に、10款地方交付税、1項地方交付税の予算現額42億2,069万8,000円、調定額42億8,325万8,000円で、収入済額も同額でございます。

次に、11款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金の予算現額530万円、調定額及び収入済額は630万7,000円の同額でございます。

次に、12款分担金及び負担金、1項分担金、2項負担金の予算現額6,841万9,000円、調定額5,252万2,051円で、収入済額は5,150万5,151円で、収入未済額の101万6,900円は保育料負担金と老人福祉費負担金でございます。

次に、13款使用料及び手数料、1項使用料、2項手数料の予算現額2億711万9,000円、調定額2億831万4,185円、収入済額2億504万3,005円で、収入未済額の326万4,510円の主なものは、市営住宅使用料と幼稚園使用料でございます。

次に、14款国庫支出金、1項国庫負担金から3項委託金の予算現額13億8,352万2,000円、調定額14億1,213万2,194円で、収入済額は13億1,327万7,294円で、収入未済額の9,885万4,900円の内訳につきましては、総務費補助金の780万円と土木費補助金の5,847万4,900円と地方創生加速化交付金の3,258万円でございます。

次に、3ページをお願いいたします。

15款県支出金、1項負担金から3項委託金の予算現額9億7,601万円、調定額9億5,599万4,637円で、収入済額は9億5,037万1,637円で、収入未済額の562万3,000円の内訳は、災害復旧費補助金でございます。

次に、16款財産収入、1項財産運用収入、2項財産売払収入の予算現額7,911万2,000円、調定額9,101万9,214円で、収入済額も同額でございます。

次に、17款寄附金、1項寄附金の予算現額2,067万9,000円、調定額2,822万5,923円で、収入済額も同額でございます。

次に、18款繰入金、1項特別会計繰入金は予算設定のみとなっております。

次に、2項基金繰入金の予算現額3億19万8,000円、調定額及び収入済額は2億4,713万2,000円の同額でございます。

次に、19款繰越金、1項繰越金の予算現額9億3,613万円で、調定額及び収入済額も同額でございます。

次に、20款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料から4ページの5項雑入の予算現額5億2,086万円、調定額5億6,432万666円、収入済額は5億4,961万8,963円で、収入未済額の1,470万1,703円の主なものは、学校給食費と加算金と過料でございます。

次に、21款市債、1項市債の予算現額12億6,807万円、調定額11億8,667万円で、収入済額も同額

でございます。

なお、決算書の9ページから21ページまでが歳入の事項別明細書でございます。

以上が歳入関係でございます。

次に、5ページの歳出をお願いします。

1款議会費、1項議会費の予算現額1億6,629万6,000円、支出済額1億6,452万2,046円でございます。

次に、2款総務費、1項総務管理費から6項監査委員費までの予算現額は18億9,061万4,000円、支出済額17億936万3,462円で、翌年度繰越額は8,780万円で、全て繰越明許で、主なものは1項の総務管理の一般管理の企画費の負担金、補助及び交付金の863万円と企画費の工事請負費176万1,000円、負担金、補助及び交付金の923万円と電算管理費の使用料及び賃借料の514万1,000円、備品購入費の6,250万8,000円でございます。

次に、3款民生費、1項社会福祉費から4項災害救助費までの予算現額42億6,035万9,000円、支出済額40億8,016万8,569円でございます。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費から3項水道費までの予算現額20億3,171万円、支出済額19億8,405万9,022円でございます。

次に、5款労働費、1項失業対策費、2項労働諸費の予算現額307万1,000円、支出済額306万3,977円でございます。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、2項林業費の予算現額7億4,313万8,000円、支出済額6億8,932万3,942円、翌年度繰越額は692万9,000円で、全て繰越明許費で、主なものは1項農業費の農業振興費の委託料194万7,000円と負担金、補助及び交付金の416万1,000円でございます。

次に、5ページ一番下から6ページでございます。

7款商工費、1項商工費の予算現額2億9,510万2,000円、支出済額2億7,104万2,567円、翌年度繰越額は550万円で、全て繰越明許で、主なものは1項商工費の観光費の負担金、補助及び交付金の500万円でございます。

次に、8款土木費、1項土木管理費から8項国土調査費までの予算現額17億5,016万5,000円、支出済額15億3,292万8,021円、翌年度繰越額は1億8,174万4,000円で、全て繰越明許費でございまして、内訳は2項道路橋りょう費の社会資本整備総合交付金事業の委託料の2,622万4,000円、工事請負費の1億5,552万円でございます。

次に、9款消防費、1項消防費の予算現額6億3,453万9,000円、支出済額6億2,044万8,848円でございます。

次に、10款教育費、1項教育総務費から6項保健体育費までの予算現額29億2,407万3,000円、支出済額27億8,414万1,115円、翌年度繰越額は2,080万8,000円で、全て繰越明許費でございまして、主なものは4項幼稚園費の幼稚園管理費の委託料712万4,000円、工事請負費の1,358万7,000円でございます。

次に、11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費から4項その他公共施設及び公用施設災

害復旧費までの予算現額1,551万8,000円、支出済額746万5,720円、翌年度繰越額につきましては604万9,000円で、全て繰越明許費で、内訳は1項の農林水産業施設災害復旧費の農業災害復旧費の工事請負費でございます。

次に、7ページをお願いします。

12款公債費、1項公債費の予算現額11億2,122万1,000円、支出済額11億2,021万9,225円でございます。

次に、13款諸支出金、1項普通財産取得費、2項諸費の予算現額は1,864万2,000円、支出済額1,864万125円でございます。

次に、14款予備費、1項予備費の予算現額6,132万8,000円、支出済額はゼロでございます。

なお、決算書の22ページから56ページが歳出の事項別明細書でございます。

次に、決算書の57ページをお開きください。

平成27年度本巢市一般会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額は160億1,489万6,000円、歳出総額は149億8,538万7,000円、歳入歳出差引額は10億2,950万9,000円、翌年度へ繰り越すべき財源は、繰越明許費繰越額で1億4,334万6,000円でございます。また、実質収支は8億8,616万3,000円でございます。

次に、58ページをお願いいたします。

財産に関する調書でございます。

1の公有財産から63ページの4.基金までの平成27年度中の各財産の増減や年度末の現在高を掲載したものでございます。お目通しをお願いしたいと思っております。

次に、お手元に配付の議案説明資料の議案の概要にとじてございます事業報告書の119ページをお願いします。

後ろのほうでございますが、地域振興基金の充当事業関係が掲載してございます。

表の一番上の欄の横列を右へ、充当事業名、事業内容、金額、該当ページとなっております、該当ページ欄は事業報告書のページになっております。

充当事業につきましては、①の根尾地域検診等事業の373万3,100円から、⑤の卒業アルバム作成事業の3万円の5事業でございます。

事業費の合計は845万6,000円で、前年と比較しますと73万7,000円の増額でございます。

最後に、不用額につきまして、少し説明させていただきます。

不用額調書は、事業報告書の次にございます。

1ページをお願いします。

不用額調書に掲載してありますのは、予算科目の節の予算額で50万円以上かつ予算額の10%以上の項目を掲載したものでございます。

表の一番上の欄の横列を右へ、番号、会計、決算書のページ、所管部局、所管課、その下に予算科目、その下に最終予算額、決算額、繰越明許費、不用額、その下に主な要因ということでございます。

また、不用額調書は、一般会計と4つの特別会計が1ページの番号1から18ページの番号81まで掲載してございます。お目通しをお願いしたいと思います。

以上で、平成27年度一般会計歳入歳出決算についての補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

認定第2号及び認定第3号の補足説明を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 森寛君。

○市民環境部長（森 寛君）

それでは、認定第2号 平成27年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について補足説明させていただきます。

お手元の平成27年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算書及び事業報告書にて御説明させていただきます。

事業報告書は、89ページから99ページまでが事業勘定分、100ページから103ページまでが施設勘定分でございます。

まず初めに、事業勘定分でございます。

事業報告書の89ページをごらんください。

平成27年度末の国民健康保険の被保険者数は8,767人で、平成26年度末と比較しますと352人の減となっております。本巢市の人口割合にいたしますと25.6%の方が国保の加入者となっております。

それでは、歳入の主なものとして保険税から御説明をさせていただきますので、歳入歳出決算書の6ページの事業別明細書の歳入をごらんください。

1款の国民健康保険税、1項国民健康保険税の1目一般被保険者国民健康保険税と、同じく2目退職被保険者等国民健康保険税を合わせて、調定額10億9,118万7,327円に対しまして、収入済額8億2,832万2,046円であり、そのうち一般及び退職被保険者に係る医療給付費分の現年度課税分の収納率は94.20%、後期高齢者の支援分が94.21%、介護納付金分が92.01%で、現年課税分全体といたしましては94.02%となっております。前年比0.67ポイントのアップとなっております。収入未済額の全体では、2億2,007万9,459円は、対前年約3,520万の減額となっております。また、滞納繰越分の収納率は、全体で15.66%となっております。

いずれにいたしましても、多くの収入未済額を抱えておりますので、今後ともより一層の収納率の向上に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

なお、滞納関連の不納欠損につきましては、いずれも地方税法の規定に基づくものでございます。次に、7ページをごらんください。

4款の国庫支出金の7億9,345万3,547円のうち、主なものとして1項国庫負担金の1目療養給付費等負担金5億9,539万5,842円につきましては、一般被保険者の療養給付費や後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に対しまして、定率で100分の32に相当する額が国より交付されるものです。

続きまして、5款の療養給付費交付金の収入済額は1億4,155万5,234円ですが、退職被保険者の療養給付費から退職被保険者の保険税を控除した額が社会保険診療報酬支払基金から交付さ

れるものです。

次に、8ページをごらんください。

6款の前期高齢者交付金の収入済額は10億9,186万7,207円であります。前期高齢者の加入割合の不均衡を是正するため、全ての保険者との加入率の差額分が社会保険診療報酬支払基金から交付されるものです。

次に、7款の県支出金です。主なものとしては、2項県補助金、2目県財政調整交付金1億6,694万9,000円であり、市町村の財政力の不均衡を調整するため、県から交付されるものです。

次に、8款の共同事業交付金、2目の保険財政共同安定化事業交付金は7億9,915万8,344円ですが、県内の市町村の保険者間の保険税等の平準化や財政の安定化を図るため国保連合会から交付されるものです。

次に、9ページをごらんください。

10款の繰入金、1項他会計繰入金、1目の一般会計繰入金の2億8,062万5,581円につきましては、国保財政の健全化を図るために、保険基盤安定繰入金を初めとした法定繰入金でございます。

また2項基金繰入金、1目の国民健康保険基金繰入金1億1,000万円につきましては、療養給付費等の増加に伴いまして基金を取り崩し、繰り入れを行いました。

続きまして、歳出の主なものについて説明させていただきます。

12ページをごらんください。

2款の保険給付費、1項療養諸費の一般及び退職被保険者等の療養給付費の支出済額は23億4,089万2,986円であり、前年と比較しまして2.61%、5,957万6,000円の増額となりました。

次のページになりますが、同じく2項の高額療養費の支出済額は2億9,150万8,548円であり、前年度と比較しまして10.64%、2,804万2,000円の増額となりました。

次に14ページをごらんください。

3款の後期高齢者支援金等の4億9,806万9,156円は、社会保険診療報酬支払基金へ拠出したものです。

次に、15ページをごらんください。

6款の介護納付金の1億7,926万9,697円は、介護保険の費用に充てるため、同じく支払基金に納付したものです。

続きまして、7款の共同事業拠出金ですが、国保財政の安定化を図るため8億8,767万1,453円を国保連合会に拠出したものです。

次に、18ページをごらんください。

ただいま歳入及び歳出の主な内容を御説明いたしました事業勘定の実質収支でございます。

収入総額45億5,614万3,000円に対しまして、歳出総額43億5,868万7,000円で、差引額1億9,745万6,000円の決算となりました。

それでは、次に施設勘定について御説明させていただきます。

施設内容は、国民健康保険根尾診療所及び本巢診療所に係るものです。

歳入歳出決算書の22ページの施設勘定分の事項別明細書をごらんください。

1 款の診療収入の主なものといたしまして、1 項外来収入、収入済額 1 億1,330万4,966円は、前年度と比較しまして36万6,000円ほどの減収となっています。これを施設ごとに見ますと、根尾診療所で、医科・歯科合わせまして1 日当たりの平均受診者数は、前年と同じ25人となっていますが、本巢診療所では1 日当たりの平均受診者数は、前年度と比較しまして2名減の11名となっております。

続きまして、歳出について主なものを御説明いたします。

24ページをごらんください。

1 款の総務費 1 億5,920万9,776円につきましては、施設管理費で、ほとんどが人件費であり、前年度に比べ593万円ほどの減となりました。

次に、2 款医業費の1 目医業用機械器具費、18節備品購入費中、根尾診療所の骨塩測定装置の更新とパソコン関係の機器を導入し、事務の効率化を図りました。

26ページをごらんください。

ただいま歳入及び歳出の主な内容を御説明いたしました施設勘定の実質収支でございます。

歳入総額 2 億5,351万2,000円に対しまして、歳出総額 2 億4,259万6,000円で、差引額1,091万6,000円の決算となりました。

認定第2号につきましては、以上でございます。

続きまして、認定第3号 平成27年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、お手元の平成27年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書及び事業報告書で御説明させていただきます。

事業報告書は104ページから106ページまででございます。

後期高齢者医療制度につきましては、旧老人保険制度が高齢者の医療費の増加等により、医療制度改革大綱の決定に基づき、平成20年4月より現在の制度が実施されてきています。

保険料については2年ごとに見直しがされますが、平成27年度の保険料は、均等割額4万1,840円、所得割率7.99%で、平成26年度と同じでございます。

事業報告書の104ページをごらんください。

初めに、被保険者数についてです。平成27年度末の後期高齢者医療の被保険者数は4,516人であり、前年度と比較しますと143人の増加となっており、人口の割合にいたしますと12.9%でございます。

それでは、歳入の主なものを御説明させていただきます。

歳入歳出決算書4ページの事項別明細書の歳入をごらんください。

1 款の後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料の全体の保険料収入済額は2億3,393万1,100円であり、前年度と比較しますと388万ほど減額となりました。また、このうち普通徴収保険料の収入未済額は98万5,600円ありますが、平成28年度滞納繰越額といたしましては、還付未済額の4万7,600円を加算した103万3,200円で、その内訳としましては、27年度滞納分29人で69万

7,800円、26年度以前滞納分9人で33万5,400円となっています。

なお、不納欠損額の13万9,900円につきましては、4人分で、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき処分するものでございます。

次に、3款後期高齢者医療広域連合支出金、1目保健事業費委託金1,088万2,540円につきましては、被保険者の健診事業に係る委託金です。

4款の繰入金、全体で9,155万517円であり、広域連合への事務費として1節1,688万5,456円、同じく2節保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者の軽減措置分として6,775万8,417円、同じく3節保健事業費繰入金につきましては、広域連合への保険事業費負担金と健康診査費として69万6,644円を一般会計から繰り入れたものです。

続きまして、歳出の主なものを御説明いたします。

6ページをごらんください。

2款の後期高齢者医療広域連合納付金は、歳出決算全体の94.5%を占めており、その額は3億1,931万8,725円となっております。前年と比較しますと1.45%の増加となりました。

次に、3款の保健事業費1,438万4,132円につきましては、広域連合から委託されておりますぎふ・すこやか健診、さわやか口腔健診の事業の委託料等です。

8ページをごらんください。

ただいま歳入及び歳出の主な内容を御説明しました実質収支でございます。

歳入総額3億4,020万4,000円に対しまして、歳出総額3億3,807万4,000円で、差引額213万円の決算となりました。

認定第3号の補足説明は以上でございます。

○議長（大西徳三郎君）

認定第4号から認定第7号までの補足説明を上下水道部長に求めます。

上下水道部長 三浦剛君。

○上下水道部長（三浦 剛君）

それでは、認定第4号 平成27年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算の補足説明をさせていただきます。

事業報告書は107ページから110ページ、歳入歳出決算説明資料は63ページでございます。

それでは、決算書の歳入歳出決算事項別明細書にて御説明させていただきます。

歳入について御説明させていただきます。

決算書4ページをお開き願います。

2款1項1目給水使用料、1節現年調定分は1,298戸分で、収入済額が3,209万7,279円でございます。

3款国庫支出金は、簡易水道等施設整備事業の樽見簡易水道配水管拡張事業の実施に伴う補助金で470万6,000円でございます。

なお、遠隔監視システム整備事業に伴う補助金210万5,000円は、収入未済額に計上されております。

す。これは補助金の収入が4月になったため、簡易水道特別会計の打ち切り決算によりまして、上水道会計で収入をしましたので、簡易水道特別会計の決算書では収入未済額に計上されたものでございます。

4款繰入金は、一般会計繰入金で2億5,300万円でございます。

5ページをごらん願います。

7款市債は、工事請負費に対しての借り入れで、借入額は2,990万円でございます。

続きまして、歳出について御説明させていただきます。

6ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費は、主に職員1名分の人件費720万3,652円などでございます。

2項1目使用料徴収費は、加入者に対する使用料徴収に要する費用で140万8,634円でございます。

2款1項1目新設改良費は、主に工事請負の4,171万5,000円などでございます。

同じく2目維持修繕費は、簡易水道6施設の維持管理に要した費用で5,590万8,726円でございます。

7ページをお開き願います。

3款の公債費でございますが、元利償還金として1億9,180万4,805円でございます。

8ページをごらん願います。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額3億3,242万6,000円、歳出総額3億69万9,000円、実質収支額3,172万7,000円でございます。

続きまして、認定第5号 平成27年度本巢市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の補足説明をさせていただきます。

事業報告書は111ページから114ページ、歳入歳出決算説明資料は61ページでございます。

それでは、決算書の歳入歳出決算事項別明細書にて御説明させていただきます。

歳入について御説明をさせていただきます。

4ページをお開き願います。

1款1項1目農林水産業費分担金の収入済額は1,268万円でございます。

2款1項1目農林水産業費使用料は、現年分が1億5,995万2,224円、滞納繰越分が67万4,716円で、収入済額合計は1億6,062万6,940円でございます。

3款繰入金は、一般会計繰入金で4億6,735万円でございます。

続きまして、歳出について御説明させていただきます。

5ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費は、主に職員3名分の人件費で2,300万8,357円等でございます。

同じく2目下福島地区処理施設管理費から7ページにかけまして、12目金原・鍋原地区処理施設管理費につきましては、11カ所の浄化センターの維持管理に要する費用で、支出済額合計は2億8,473万2,230円でございます。これは、各浄化センターの光熱水費、修繕料、管理委託料、汚泥運

搬委託料、設備改修工事費、公共ます設置工事費等でございます。

7ページの2款公債費でございますが、元利償還金として3億2,595万6,615円でございます。

9ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額6億5,629万4,000円、歳出総額6億4,756万4,000円、実質収支額873万円でございます。

続きまして、認定第6号 平成27年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算の補足説明をさせていただきます。

事業報告書は115ページから118ページ、歳入歳出決算説明資料は101ページでございます。

それでは、決算書歳入歳出決算事項別明細書にて御説明させていただきます。

歳入について御説明をさせていただきます。

4ページをお開き願います。

1款1項1目土木費分担金は、受益者分担金が610万円、新規受益者分担金が774万円、過年度分が35万円で、収入済額の合計が1,419万円でございます。

2款1項1目土木費使用料は、現年分が9,500万6,952円、滞納繰越分が100万9,557円で、収入済額の合計は9,601万6,509円でございます。

3款国庫支出金は7,220万円で、特定環境保全公共下水道事業の社会資本整備総合交付金でございます。

4款県支出金は、公共下水道の普及及び整備を図るための特定基盤整備推進交付金で70万1,000円でございます。

5款繰入金は、一般会計繰入金で2億6,346万8,000円でございます。

5ページをお開き願います。

8款市債は、本巢地区処理施設整備事業のための借り入れでございます。1億590万円でございます。

続きまして、歳出について御説明させていただきます。

6ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費は、主に職員4名分の人件費が3,058万8,960円などでございます。

2目根尾地区下水道事業費は、根尾中央浄化センターの維持管理費で5,127万4,807円でございます。

続きまして、3日本巢地区水道事業費は、本巢浄化センターの維持管理費としまして6,881万9,456円、本巢地区処理施設整備費としまして2億2,484万1,366円で、支出済額合計は2億9,366万822円でございます。

7ページをお開き願います。

同じく22節補償、補填及び賠償金は、本巢地区処理施設整備事業に伴います水道管等移転移転補償費で3,063万3,120円でございます。

2款公債費でございますが、元利償還金として1億7,748万1,212円でございます。

8ページをごらん願います。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額 5 億6,778万5,000円、歳出総額 5 億6,068万6,000円、実質収支額709万9,000円でございます。

続きまして、認定第7号 平成27年度本巢市水道事業会計決算の補足説明をさせていただきます。

歳入歳出決算説明資料は62ページでございます。

それでは、決算書2ページをお開き願います。

平成27年度本巢市水道事業会計決算報告書でございます。

(1) 収益的収入及び支出でございますが、収益的収入の決算額は6億379万4,822円でございます。また、収益的支出の決算額は5億5,249万1,938円でございます。

なお、第1項営業費用では、地方公営企業法第26条第2項の規定によります前年度からの繰越額が608万8,000円でございます。これは受託工事費で、配水路改良工事に伴います配水管の改良工事によるものでございます。

3ページの(2)資本的収入及び支出につきましては、資本的収入の決算額は3億2,891万8,444円、資本的支出の決算額は4億9,795万1,315円でございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,903万2,871円は、当該年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。

続きまして、4ページをお開き願います。

平成27年度本巢市水道事業会計損益計算書について御説明させていただきます。

1の営業収益が3億4,908万6,574円、この営業収益から2の営業費用5億11万754円を差し引きますと1億5,102万4,180円の営業損失でございます。3の営業外収益2億1,505万3,136円から4の営業外費用3,790万6,486円を差し引きますと1億7,714万6,650円となり、その結果、平成27年度の経常利益は、右上の数字でございますが、2,612万2,470円となりました。当年度純利益も同額の2,612万2,470円でございます。これに前年度繰越利益剰余金5億497万4,691円を加えた5億3,109万7,161円が当年度未処分利益剰余金となりました。

続きまして、5ページの平成27年度本巢市水道事業会計剰余金計算書及び剰余金処分計算書(案)について御説明させていただきます。

まず、上の表の剰余金計算書から御説明をさせていただきます。

表の一番上の上段部分、前年度末残高は平成26年度末残高でございます。前年度末残高に前年度処分額を加えた額が表の中段の処分後残高でございます。この額に当年度変動額を加えた額が当年度末残高で、表の一番下の欄でございます。一番左の資本金につきましては変動はなく、当年度末残高は同じく12億4,258万4,830円でございます。

次に、剰余金のうち、左側の資本剰余金の欄でございますが、平成26年度から資本剰余金は現在の資産に振り分けて臨時償却を行っておりますので、当年度末残高もゼロ円となっております。

右側の利益剰余金の欄の減債積立金と利益積立金ですが、昨年度の議会で議決をいただきました

処分額を加えたものが中段の処分後残高でございます。

なお、今年度の剰余金処分計算書（案）につきましては後ほど御説明を申し上げます。

1つ飛びまして、右側の未処分利益剰余金ですが、中段の処分後残高に当年度純利益の2,612万2,470円を加えました5億3,109万7,161円が当年度末残高で、先ほど損益計算書で御説明いたしました当年度未処分利益剰余金でございます。

続きまして、下の表の剰余金処分計算書（案）について御説明させていただきます。

当年度純利益が2,612万2,470円であるため、減債積立金の積み立て及び利益積立金の積み立てにそれぞれ1,000万円を積み立てる案とさせていただきました。

6ページをお開き願いたいと思います。

本巢市水道事業会計貸借対照表について御説明させていただきます。

左側の資産の部でございますが、1の固定資産の合計が63億8,865万4,488円、2の流動資産合計が8億1,191万6,548円となり、資産合計は72億57万1,036円でございます。

次に、右側の負債の部でございますが、3の固定負債合計が34億535万1,144円でございます。

4の流動負債合計は1億9,973万5,102円でございます。これは1年以内に償還期限が到来する企業債、未払金、引当金でございます。

5の繰延収益の合計は、7ページになりますけれども、17億626万3,799円で、負債合計額は53億1,135万45円でございます。

次に、資本の部でございますが、6の資本金合計額は剰余金計算書で御説明いたしましたが、12億4,258万4,830円でございます。

7の剰余金につきましても、剰余金計算書と同様でありまして、剰余金合計額が6億4,663万6,161円で、資本合計が18億8,922万991円でございます。

続きまして、8ページをお開き願います。

平成27年度本巢市水道事業会計キャッシュ・フロー計算書でございます。

1の営業活動、2の投資活動、3の財務活動、それぞれのキャッシュ・フローによりまして、右側の下から3つ目ですが、資金増加額は6,029万490円でございます。その下の資金期首残高は、平成26年度末の資金残高であります。これに先ほどの資金増加額を加えたものが資金期末残高でございます。資金期末残高は平成27年度末の現金預金で、7億4,560万2,938円でございます。

次に、9ページの平成27年度本巢市水道事業報告書でございます。

1の概要、(1)の総括事項でございます。

2行目からでございますが、上水道事業の給水区域内人口は3万1,861人、給水人口は2万9,859人で、普及率は93.7%でございます。年間配水量は391万4,733立方メートルで、これに対し年間有収水量が306万3,722立方メートルで、有収率は78.3%となりまして、前年度に比べまして2.4%の増となりました。

5行目からの建設改良工事につきましては、11ページから14ページに記載してございます。

また、7行目からの経営面につきましては、4ページの損益計算書等で御説明をさせていただきます。

ました。

11ページから14ページをごらん願います。

2の工事、(1)の建設改良工事の概要でございます。工事名、工事内容、事業費等でございます。14ページをごらん願います。

一番下の欄でございますが、配水管拡張工事を1,732メートル、配水管の改良工事を4,139.84メートル施工いたしました。また、消火栓は、改良を含めまして36基の工事を実施しております。工事費の総額が3億6,318万6,720円でございます。

続きまして、15ページの3.業務、(1)業務量でございますが、先ほど9ページの事業報告書の概要の総括事項で御説明をいたしました。

(2)の事業収入に関する事項、(3)の事業費に関する事項は、4ページの損益計算書をまとめたものでございます。

次に、16ページから19ページにつきましては、工事の発注関係の内容でございます。契約内容につきましては、先ほどの11ページから14ページと同じものでございます。

20ページをお開き願います。

(2)企業債及び一時借入金の概要ですが、企業債の平成27年度末残高は35億4,259万290円でございます。

詳細につきましては24ページから28ページに掲載してございます。

続きまして、21ページの固定資産の明細書でございます。6ページで御説明いたしました貸借対照表の固定資産の明細でございます。

22ページ、23ページをお開き願います。

上水道事業会計収益費用明細書でございます。4ページで御説明をいたしました損益計算書の明細でございます。

24ページ以降28ページまでは、先ほど御説明をいたしました企業債の明細書でございます。

以上、認定第4号から認定第7号までの補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

皆さんにちょっと申し上げます。再開して1時間ちょっとたちました。12時に近づいておりますけど、12時過ぎても日程に上がっておるものは全てやりたいと思います。よって、暫時休憩して、5分間だけトイレ休憩ということで5分間休憩して、集合していただきたいと思います。

午前11時48分 休憩

午前11時53分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは会議を再開いたします。

認定第1号から認定第7号については、監査委員に監査をお願いしてありますので、代表監査委員から決算審査についての意見を求めます。

代表監査委員 三田村晃司君。

○代表監査委員（三田村晃司君）

それでは、監査委員を代表いたしまして、決算意見について申し上げます。

最初に、地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された平成27年度本巢市一般会計、特別会計歳入歳出決算及び同法第241条第5項の規定により審査に付された平成27年度基金の運用状況について審査しましたので、その結果について意見を述べます。

審査は、平成28年7月12日から実地審査を含め6日間で実施いたしました。

また、実地審査は真正幼稚園園舎増築工事を審査いたしました。

当年度の一般会計歳入歳出決算の状況を見ると、歳入は160億1,489万6,000円、歳出は149億8,538万7,000円で、前年度より歳入は5.3%、歳出は6.2%それぞれ減少しています。形式収支、実質収支、単年度収支はいずれも黒字であります。

歳入のうち市税は、前年度に比べ3.5%、市債は1.0%、地方交付税は1.2%それぞれ減少しています。また、基金については一般会計分の学校教育施設等整備基金、地域交流施設整備基金及び地域振興基金などが取り崩され、1億4,771万7,000円減少しています。特別会計分の基金についても国民健康保険が取り崩され、1億957万円減少しています。

一般会計から各特別会計への繰出金は14億3,458万円で、前年度に比べ5.7%増加しています。

また、一般会計に特別会計を合わせた総計決算額は、歳入227億2,126万円、歳出214億3,369万2,000円であり、形式収支、実質収支、単年度収支のいずれも黒字となっています。

これらの結果、主な財政分析指数を見ると財政力指数は0.653で、前年度に比べるとわずかに低下しています。財政構造の弾力性を判断する経常収支比率は79.6%で、前年度に比べ1.0ポイント低下し、若干の改善が見られ、健全な財政運営が保たれています。

次に、市税等の過年度分を含めた滞納繰越合計額の年度末推移を見ると、市民税、軽自動車税及び国民健康保険税の滞納繰越額が年々減少しており、徴収努力の成果が見受けられますが、固定資産税、学校給食費、農業集落排水施設使用料、公共下水道施設使用料については年々滞納繰越額が増加しています。

滞納については、関係部署が連携し、全庁的な取り組みを行い、引き続き収納率の向上に努めていただくようお願いいたします。

次に、当年度における市債の発行は13億2,247万円であり、公共下水道事業債の発行により前年度に比べ0.3%増加しています。市債は、財政上必要とする資金を外部から調達し、負担する債務であるので、引き続き将来にわたる財政健全化の確保に十分な配慮を望みます。

次に、歳出の不用額を見てみると、一般会計と特別会計を合わせた総額で9億2,031万3,000円となっています。前年度より2,846万6,000円減少しており、限られた財源の中で、より効率的、効果的な運用に努力されていることが見受けられますが、歳出総額に対する割合が前年度も今年度も4.3%であり、財源の効率的、効果的な運用になお一層の努力をお願いします。

最後に、地方行政を取り巻く環境は、人口減少、少子・高齢化社会の対応、新しい時代の多様な

市民ニーズによる行政需要の増大などに大きく変化しています。そのような中、本市のまちづくりを進めるためには、引き続き無駄を省き、最少の経費で最大の効果を上げるよう投資対効果を考え、前例にとらわれず時代の変化に対応し、課題としている施策を着実に推進されることを強く期待いたします。

続きまして、地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された平成27年度本巢市水道事業会計決算について審査しましたので、その結果について意見を述べます。

審査は、平成28年5月26日に実施いたしました。

また、実地審査につきましては糸貫浄水場施設の機械及び電気設備更新工事を審査いたしました。

審査結果につきましては、審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書は、関係法令に準拠して作成されており、当事業の当年度の経営成績及び当年度末現在の財政状態を適正に表示しているものと認められました。

なお、審査結果の詳細につきましては、提出いたしました審査意見書に記述したとおりであります。決算の状況及び意見を簡潔に述べます。

当年度の事業実績を見ると、給水人口は2万9,859人、給水戸数は9,195戸で、前年度に比べ給水戸数は0.3%増加したものの、給水人口は0.7%減少しています。また、年間配水量は前年度に比べ1.6%減少していますが、年間有収水量は0.7%増加しています。年間配水量に対する年間有収水量の割合を示す年間有収率は78.3%で、前年度に比べると1.8ポイント上昇をしています。ここ数年の配水量と有収量の状況を見ると、配水量と有収水量の差は前年度末までは年々増加しており、有収率も低下していましたが、今年度は上昇しています。これは有収水量の増加に加え、漏水調査の方法の見直し、水道本管を中心にして調査回数を増加するなど、漏水箇所の特定向きに捉え、早期の修繕に努めたことや老朽管の更新を実施してきた効果があらわれたものと考えられます。効率的で有効な水資源の利用ということにおいても、今後も引き続き漏水対策を徹底し、無効水量を減少させるようお願いいたします。

次に、経営成績を見ると、営業収益は3億4,908万7,000円で、前年度に比べると4.1%増加しています。これは給水収益と受託工事収益が増加したことによるものであります。

一方、営業費用は5億11万1,000円で、前年度より1.0%とわずかに増加しています。これは、配水及び給水費が減少したことによるものの、原水及び浄水費、受託工事費が増加したことによるものであります。この結果、当年度純利益は2,612万2,000円で、前年度に比べ1,439万2,000円増加しています。

次に、財政状態を見ると、当年度は3億6,318万7,000円に及ぶ建設改良工事が行われていますが、この財源は企業債及び国庫補助金、負担金等によって賄われているため、財政状態に大きな変動はないものの、固定資産対長期資本比率は120.7%と前年度と比べると2.4ポイントとわずかに低下しています。前年度と同様に過大投資の基準となる100%を超えている点が若干懸念されるところであります。

また、短期債務に対する支払能力を示している流動比率及び酸性試験比率については、前年に引

き続き信用性の高い度合いの数値を示しています。

本市の水需要は、近年減少傾向にあるものの、当年度はわずかに増加しています。しかし、今後は少子・高齢化などにより人口の増加は期待できず、水需要の減少が想定されます。したがって、営業収益の大幅な増加は見込めないことから、今後も効率的な運用に努め、計画的な財政運営によって経営の安定化を図っていくことが必要であります。

以上、本巢市の水道事業は、現状では良好に維持されていますが、今後とも安心・安全で良質な水道水を安定供給できるよう引き続き努力されることを望みます。

以上で決算審査についての意見を終わります。

○議長（大西徳三郎君）

これより決算審査の意見に対する質疑を行います。

なお、事業内容の質疑については、9月7日の本会議にて、また平成27年度本巢市一般会計歳入歳出決算については9月29日の本会議で行います。

それでは、決算審査の意見に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで決算審査の意見に対する質疑を終わります。

日程第18 請願第1号（上程・説明）

○議長（大西徳三郎君）

日程第18、請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願についてを議題といたします。

請願第1号の紹介議員は、18番 鵜飼静雄議員です。

紹介議員に請願趣旨の説明を求めます。

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

それでは、請願の内容について、簡潔に申し上げたいと思います。

これまでも説明をしておりますので、お手元に配付されております請願の趣旨を若干申し上げて説明にかえたいと思います。

御承知のとおり、所得税法第56条というのは、家族労働を必要経費として認めない、つまり幾ら働いても家族労働については一般の労働として認めないという趣旨であります。そのことについて、前回のときにも紹介しましたがけれども、税務大学の教官であった人も、もう廃止すべき時期に来ているというふうに指摘をしていますし、ここに書いてありますように、国連の女性差別撤廃委員からも女性に不利益を与えるのではないかというような指摘がされるなど、世界の主要国ではこうしたことが行われていないわけであり、日本においてもそろそろ変えていくべき時期に来ているのではないかということが各機関でも指摘をされています。

そうしたことから、繰り返し各地方議会にこの所得税法第56条の廃止を求める意見書を出してほしいという請願をやってくる中で、徐々にではありますけれども、これに賛同される議会もふえて

きているというのが実態であります。ぜひ本巢市議会でもこのことについて前向きな対応をされるようお願いして、簡単ではありますが、説明にかえたいと思います。

日程第19 議員派遣について

○議長（大西徳三郎君）

日程第19、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、会議規則第162条の規定により議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

散会の宣告

○議長（大西徳三郎君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

9月7日水曜日午前9時から本会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれにて散会をいたします。お疲れさまでした。

午後0時07分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員